

令和7年度 第1回忠岡町環境保全審議会

議事録

開催日時 令和7年10月17日（金） 10：00～12：00

開催場所 忠岡町役場2階 健康講座室

出席委員 【1号委員（忠岡町議会議員）】

今奈良委員、小島委員、田辺委員

【2号委員（学識経験者）】

下村委員（副会長）、竹中委員（会長）、黒田委員

【3号委員（地域代表）】

大西委員、吉田委員、松阪委員、山川委員、石井委員、前川委員、内藤委員

以上13名

欠席委員 【3号委員（地域代表）】

加藤委員、勝元委員

以上2名

事務局 新城部長、小倉次長兼課長、高木主査、白石主査

傍聴者 5名

議事
議案第1号（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業環境

影響評価方法書に係る市町村長意見について

報告第1号 忠岡町環境基本計画等の策定について

資料
・忠岡町環境保全審議会条例、委員名簿、委員質疑書

・（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業環境影響評価方法書の概要
※事業者作成資料

・忠岡町環境基本計画、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定について

【以下、事前配布資料】

・（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業環境影響評価方法書
及び同要約書

(事務局)

それでは皆様おそろいでございますので、只今から令和7年度第1回忠岡町環境保全審議会を開催させていただきます。

本日は公私何かとお忙しい中、審議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を努めさせていただきます、産業住民部次長兼生活環境課長の小倉でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

初めに、定足数を報告いたします。本日は、委員定数15名のうち、13名のご出席をいただいております。審議会条例第5条第2項の規定より、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、前回から変わられた委員もおられますので、お手元の委員名簿の順に委員をご紹介させていただきます。

《名簿順に委員紹介》

なお、加藤委員・勝元委員につきましては、本日所用のため、欠席でございます。

続きまして事務局の紹介をさせていただきます。産業住民部長の新城でございます。改めまして、産業住民部次長兼生活環境課長の小倉でございます。生活環境課主査の高木でございます。同じく生活環境課主査の白石でございます。

なお、本日は「議案第1号」に係る事業実施者として、アセスメント事業実施者にもご出席いただいております。

当審議会は、公開しております。後日町HP及び情報閲覧コーナーにて会議録を公開いたします。つきましては、会議録作成のため、議事については録音させていただきますので、ご理解賜ります様よろしくお願ひいたします。

なお、本日の傍聴者は5名です。

それでは、議事に移る前に資料を確認させていただきます。本日の資料につきましては、事前に送付させていただいております「会議次第」、「(仮称)忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業環境影響評価方法書」、「同要約版」の3点と、机上にご用意させていただいております「委員名簿」、「忠岡町環境保全審議会条例の写し」、「委員質疑書」、「(仮称)忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業環境影響評価方法書の概要」、「本日付けの忠岡町長発出本審議会会长あての諮問書の写し」、「忠岡町環境基本計画、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定について」の6点を加えた9点となります。

資料をお持ちでない方不足のある方がいらっしゃいましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、議事に移らせていただきます。これ以降の議事進行は、審議会条例第4条第3項の規定により、会長にお願いしたく存じます。竹中会長、よろしくお願ひいたします。

(竹中会長)

まず、議案第1号「(仮称)忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業環境影響評価方法書に係る市町村長意見について」でございまして、当該方法書について、環境保全の見地から町長意見を発出するにあたり、忠岡町長から本審議会に対して諮問を受けております。この諮問に係る手続きや方法書の内容について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

まずは、事務局の高木より今回の諮問に至るまでの経過やアセスメント手続きの概要についてご説明させていただきます。

本事業につきましては、令和7年9月5日に事業実施者である忠岡エコサービス株式会社から大阪府知事に対してお手元にある方法書が提出されまして、府下住民に対して9月18日から10月17日の期間、方法書の公示・縦覧が行われております。また、住民は10月31日までに方法書に対する意見を大阪府知事又は事業者に提出することが可能です。

一方で、関係市町村に対しましては、令和7年9月18日付けで大阪府知事より意見照会があったところであり12月15日までの約3か月間において市町村長意見を作成し発出する運びとなります。

今回は、先ほど竹中会長からもご説明いただきましたとおりこの市町村長意見を発出するに当たり、専門的かつ多角的なご意見を伺いたく、忠岡町長から本審議会に諮問があり開催させていただいております。

それでは、早速ですが方法書の内容について事業実施者よりご説明をお願いいたします。

(事業実施者)

大栄環境株式会社の前田と申します。このたび、忠岡町環境保全審議会におきまして審議をしていただきます、忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業環境影響評価方法書ですが、本事業は先ほど事務局の高木様からご説明いただいたとおり、大阪府環境影響評価条例の対象事業であり、条例の手続きを進めていくものになります。なお、本方法書は、大栄環境株式会社の子会社である忠岡エコサービス株式会社が本事業の事業者として提出しているのですが、本方法書の作成においては、大栄環境株式会社が主として携わっている関係で、今回は私より説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

方法書の内容の説明につきましては、配布のパワーポイントの資料「環境影響評価方法書の概要」を用いて説明をさせていただきます。なお、この概要には、方法書の第4章の地域の概況は記載しておらず、説明も割愛させていただきますので、ご了承ください。

資料3ページをご覧ください。事業者の氏名、所在地、構成企業を記載しております。忠岡エコサービスは本事業を行うため、記載の3社の構成による特別目的会社として設立

されております。そのなかで大栄環境株式会社は90%の出資比率であり、忠岡エコサービスは大栄環境の子会社の位置づけでございます。

4ページをご覧ください。事業の目的でございます。本事業は、令和5年2月8日に忠岡町と大栄環境株式会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社及び有限会社松和メンテナンス（現・有限会社ショウワメンテナンス）の三社から構成される事業グループとの間で締結した「（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定」（以下、「公民連携協定」という。）に基づき、エネルギー回収施設（焼却施設）及びリサイクル施設（破碎選別施設）を整備・運営するものでございます。本事業においては、一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、循環型社会の実現をしつつ、エネルギー回収施設において廃棄物の焼却による熱エネルギーを回収し、発電する計画としております。

なお、本ページ以降は、本資料に記載している内容が、方法書のどのページに当たるのか、資料の右上に方法書でのページ数を記載しておりますので参考にしていただければと思います。

5ページをご覧ください。公民連携協定の締結に至った経緯でございます。これまで忠岡町域から発生する一般廃棄物は、忠岡町新浜2丁目に設置されていたクリーンセンター」（以下「旧クリーンセンター」という。）で処理されておりましたが、旧クリーンセンターの老朽化に伴い維持管理コストが増大している中、旧クリーンセンターの運転管理契約が令和5年度末（令和6年3月）で終了予定であり、以降のごみ処理手法について、忠岡町様は令和3年度から先進事例等を含めた検討を開始し、ごみ処理の課題を把握され、事業手法の実現性や効果等の観点から比較・検討が進められた結果、「公民連携によるごみ処理手法」を優先事業方式として選定しておられます。本事業方式については、町議会での説明及び住民への説明が行われた上で、公募型プロポーザル方式による事業者選定を経まして、令和5年1月の忠岡町議会臨時会において「公民連携協定」を締結することについて可決され、「公民連携協定」を締結したものでございます。

6ページをご覧ください。ここからは事業の概要になります。まず、事業の実施場所ですが、旧クリーンセンターが設置されている忠岡町新浜2丁目になります。当場所は、臨海部に位置し、住居等の環境上保全を要する物件が立地する旧海岸線まで900m以上となっております。

7ページをご覧ください。本事業における廃棄物処理・エネルギー回収の流れを示しております。フロー図の上側にエネルギー回収の工程、下側に破碎選別リサイクルの工程を記載しております。エネルギー回収においては、リサイクルに回すことができない可燃物を焼却、焼却処理後の残渣物（焼却灰等）は埋立処分、焼却廃棄物の処理に伴い生じる熱エネルギーを基に発電した電気を場内で使用する他、余剰電力は、地元地域で有効利用することを検討することとしております。また、破碎選別（リサイクル）施設においては、リサイクル可能なものはリサイクルに回し、それ以外の可燃系廃棄物及び不燃系廃棄物

は、それを破碎し、選別した後、可燃物は焼却処理を、不燃物は埋立処分を行う計画でございます。

8ページをご覧ください。施設の配置計画でございます。右上がりリサイクル施設、左下にエネルギー回収施設を配置する計画です。

9ページをご覧ください。事業の概要として、エネルギー回収施設とリサイクル施設、それぞれの形式、施設の規模、稼働計画、それから、エネルギー回収施設の排ガスの計画諸元を表に示しております。エネルギー回収施設の形式はストーカ炉、リサイクル施設は2軸破碎式で、処理計画量は、それぞれ、一日200tと50t、稼働日数は双方とも300日を計画しており、エネルギー回収施設の排気筒の出口温度は約170°C、高さは50mを計画しております。

10ページをご覧ください。エネルギー回収施設の処理フローでございます。

11ページには、排ガス処理のフローを示しております。どちらもメーカーから提供された資料でございます。

12ページをご覧ください。こちらはリサイクル施設の処理フローを示しております。

13ページをご覧ください。事業の概要として、扱う廃棄物の種類を記載しております。エネルギー回収施設では、一般廃棄物（可燃ごみ）と産業廃棄物が13種類でございます。またリサイクル施設では、一般廃棄物（粗大ごみ、資源ごみ、不燃ごみ）と産業廃棄物が8種類でございます。※印には、限定条件を記載しております。

14ページをご覧ください。ここでは給水計画、排水計画、廃棄物運搬車両の運行計画、工事計画を記載しております。排水計画ですが、プラント排水は全量を炉内へ噴霧し、外部に排出しないクローズドシステムを採用することとしております。また、工事期間は、解体工事から新施設の建設工事完了まで約3年程度を想定しております。

15ページをご覧ください。運行計画の詳細になります。上下段とも、一日の往復台数を示しております。上段の表は施設の供用に伴い運行する車両の台数になります。下段は、走行ルート別の台数になります。基本的には、大型車は阪神高速湾岸線を走行し、小型車は臨海線を走行する想定としております。この小型車のなかには、通勤車両も含まれています。なお、走行ルート別の台数に関する表には一般廃棄物の運搬車両の台数は記載しておりません。

16ページをご覧ください。地図上に産業廃棄物の運搬に係る走行ルート別の往復台数を示しております。赤色とオレンジ色で示したものは阪神高速湾岸線を通る大型車のルート、水色と青色で示したものは臨海線を通る小型車のルートを示しております。それぞれ北からくるルート南からくるルートを示しております。一般廃棄物の運搬車両については、地図上の右下になりますが、忠岡町内の街路を通過することになります。

17ページをご覧ください。現時点で想定している工事計画をお示しております。上段が、旧クリーンセンターの解体工事工程、下段がエネルギー回収施設の建設工事工程にな

ります。解体工事は 10 ヶ月目、建設工事は 9 か月目を最大の工事稼働時期と想定しております。

18 ページをご覧ください。エネルギー回収施設の供用時、工事実施の際の主な環境保全対策を記載しております。大気質ですが、施設供用時は、ばいじんを捕集するためのバグフィルタの使用、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物は薬剤噴霧、また、ダイオキシン類は、排ガスを急冷し、活性炭による除去を行います。工事の実施の際は、排ガス対策型建設機械の使用や、工事時期が集中しないよう工事工程の分散化、平準化を図ります。また、タイヤ洗浄、カバー使用による粉じんの飛散防止に努めます。騒音・振動については、施設供用時は、機器の室内設置、防振対策の実施、工事時は、低騒音、低振動型の建設機械の使用や、工事工程の分散化、平準化を図り、防音シートの設置も行います。悪臭については、施設供用時、廃棄物を保管する廃棄物ピットやストックヤードを建屋内に設置し、臭気の漏洩を防止するとともに、廃棄物ピット内の臭気をストーカ炉の燃焼用空気として押込送風機により吸込み、ピット内を負圧にして臭気の外部への漏洩を防ぎ、炉内で臭気を熱分解いたします。発生する廃棄物に関しても、適正な処分と飛散防止対策とともに、工事の実施の際は、適正な分別、再利用、再資源化に努めます。

19 ページをご覧ください。ここからは、環境影響評価項目についてお示ししております。大阪府の「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」に示された予測・評価の対象となる項目のうち、環境影響が懸念され、環境影響評価のなかで予測・評価を行う必要があると考えられる項目を抽出しました。

本資料の 19~21 ページにかけて一覧表にしてお示ししております。大気質では、二酸化硫黄や浮遊粒子状物質などの環境基準設定項目と、塩化水素など、その他の項目において、該当すると考えられる環境影響要因のところに○をつけております。騒音、振動もそれぞれ該当すると考えられる環境影響要因のところに○をつけております。20 ページでは、低周波音、悪臭、土壤汚染について、それから、21 ページでは、人と自然との触れ合いの活動の場、都市景観について、廃棄物発生土の項目では、一般廃棄物、産業廃棄物、発生土について、地球環境では温室効果ガスについて、気候変動では高潮、高波、地震、津波について、それぞれ、該当する環境影響要因のところに○をつけております。なお、選定する理由、選定しない理由についてここには記載をしておりませんので、それについては方法書の 167 ページから 169 ページをご確認いただければと思います。

22 ページをご覧ください。ここからは、調査、予測及び評価の手法についてお示ししております。事業計画地周辺の環境の現況の把握及び予測に必要な資料を得るために、抽出した環境影響評価の項目を対象として、既存資料調査及び現地調査を実施いたします。22 ページから 24 ページにかけて一覧表でお示ししております。それぞれの調査項目について、調査地域と調査時期、頻度等について記載しております。

25 ページをご覧ください。これ以降、28 ページまでは現地調査を行う場所、位置について、項目ごとに地図上にプロットしておりますので、確認いただければと思います。25

ページは、大気、気象、自動車交通量の調査についてお示ししております。事業計画地は、地図の真ん中あたりの赤の□のところ、緑の□と重なっていますが、そこが事業計画地で、道路に赤線と青線が引かれていますが、大型車と小型車について、想定している走行ルートになります。あとは凡例の通りになりますが、大気環境は、5項目についてみどりの○の3ヶ所、そのうち2項目については、白の○の2ヶ所についても調査します。気象ですが、みどりの□のところで、地上気象を事業計画地の1ヶ所で、上昇気象は白の□のところで内陸部の2ヶ所で調査いたします。自動車交通量は、青ルート上の2ヶ所で調査いたします。調査頻度については、先に説明しました一覧表でご確認ください。

26ページをご覧ください。騒音、振動、低周波音の調査についてお示ししております。事業計画地の敷地境界では、白の○のある2ヶ所で調査いたします。道路騒音、振動についてはみどりの○のあるところで調査いたします。

27ページをご覧ください。悪臭については、事業計画地の敷地境界の2ヶ所で調査いたします。それ以外に、この地図上にはありませんが、一覧表に示しております、2つの類似施設でも調査を実施いたします。

28ページをご覧ください。人と自然との触れ合いの活動の場、景観の調査についてお示ししております。事業計画地周辺3km以内で、黒のひし形のところ10地点で景観調査を、白の○のところ3ヶ所で、人と自然との触れ合いの活動の場の調査を実施いたします。

29ページをご覧ください。ここからは予測の方法になります。施設の供用時及び工事の実施時の2つの時期で、大気質や騒音、振動、悪臭などの項目ごとに予測方法、予測地域をお示ししております。予測方法は、過去のアセスメントの予測で使用されている標準的な方法で行うこととしております。予測の方法、予測地域につきましては、31ページまで一覧表でお示ししております。なお、この概要書には記載をしていないのですが、環境影響評価を実施する地域について申し上げますと、事業地からの排ガスによる大気質の影響が想定される地域を十分に包含する範囲を設定しており、具体的には、事業計画地から半径約3kmの範囲に該当する忠岡町、泉大津市、岸和田市としております。詳しくは、方法書の31ページでご確認いただければと思います。

では、資料の32ページをご覧ください。最後になりますが、32ページ、33ページにかけて、環境影響評価の指針をお示ししております。本事業の実施に伴う環境影響の予測結果について、生活環境、自然環境の保全等の見地から客観的に評価するために、これら評価の指針を基に、環境保全目標を設定することとしております。そして、指針の内容ですが全体的には、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること、環境基準や関係自治体で定める環境に関する計画または方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと、規制基準のある項目は規制基準に適合することという内容になっております。

以上で（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業環境影響評価方法書の概要について私からの説明は終わらせていただきます。

（竹中会長）

ご説明ありがとうございました。それでは、ただ今のご説明に関しまして委員の皆様からご質問があればよろしくお願ひいたします。

（下村副会長）

少しあわかない部分が何点かあったので意見の前に質問させていただきたい。この事業については、町においても議会等で進めていくということが決定されていて、それに基づいて事業者の方が建物を建てていく、その中で環境アセスについてのご説明をいただいたという理解でよろしいでしょうか。

（事業実施者）

そのような認識でございます。

（下村副会長）

敷地面積はどれくらいか、また現地建替えかどうか教えてください。敷地が拡幅されるのであれば都市計画関連でも必要な手続きがあろうかと思います。それともう1点、アセス手続き全体において現在の方法書に関しては、項目設定のスコープをしている段階でアセスの実施はまだ先という認識でよいのか、例えば土壤環境というのは、掘削すると何か出てくるはずなので、一番厄介なものだとも思うのですが丸がついていないですとか、そのような項目設定をどうするのかとか、今アセスにおいてどの段階にあるのかというのを教えていただきたいと思います。

（事業実施者）

まず、敷地面積ですが1万m²を少し超える範囲となっておりまして、同一敷地内の建替えとなります。方法書の20ページと24ページの図面を見比べていただくと分かりやすいですが、まず24ページの図にある既存施設を解体し、その後20ページのエネルギー回収施設を整備しリサイクル施設内に設備を設置する流れとなります。

（下村副会長）

工事期間は、どのような運用をされるのか。

（事業実施者）

令和6年4月から忠岡町域の可燃ごみは、大栄環境グループの三重中央開発株式会社において処理・最終処分をさせていただいております。アセスメントの段階につきましては、現在方法書の段階でここから手続きが始まるという段階です。方法書では予測であったり評価というのはまだ行わず、どのように調査をするのかというのを示しているものでありますと、それを大阪府のアセスメント審査会の方で審議していただくことになろうかと思います。

(内藤委員)

運用されるのがいつからでといった事業の全体スケジュールを示していただいた中で、その中でアセスメントの手続きがどういう段階を経て行われるのか、そういったことがわかる資料なんか出していただけたら分かりやすかったのではないかと思います。

(事業実施者)

アセスメント手続きは、他の事例を見ますと方法書から準備書、評価書までトータルで3年半から4年程度かかるかと思います。

(事務局)

冒頭プロポーザルを経て、官民で協定を締結し、これから施設を建てていくそのためのアセスメント手続きを行っているというご説明をさせていただいたのですが、スケジュール感が欠けておりましたので補足でご説明させていただきます。一応協定では令和15年度からの供用開始を目指すものとしておりまして、施設の建設に令和13年度令和14年度と大体2年くらいかかるものと考えております。また、方法書24ページにあるとおり既存施設の解体にその前年度の令和12年度、解体・建設に都合3年間を想定しております。つまり、それまでの間今からだと令和7年度から令和11年度の間にこうしたアセスメント手続きであったり、その他にも施設を建築するための許認可等を取得していくというようなイメージをしております。実際にその期間というのは前後する可能性がありますのであくまで参考としてのスケジュールとなります。

(下村副会長)

いまご説明いただいたようなスケジュール等がA4用紙1枚でもあれば、今回の審議会の位置づけなども委員の皆様は理解しやすいかと思います。あくまで市町村長意見ということで、本審議会では方法書について何か決めるというような場ではないですね。

(事務局)

市町村長意見を発出するに当たり、答申をいただくという場であると考えております。先程、内藤委員からもご発言ありましたとおり、全体のスケジュール案についても、確定

したものというのは難しいとは思いますが、何かお示しできるものがないか事業実施者とも調整した上で、次の審議会までの間に共有させていただきたいと思います。

(下村副会長)

案とか予定とか前置きをして作成していただけたらと思います。

(竹中会長)

そういうたスケジュール感みたいなのは1枚用意していただいたら良いかと思いますが、先ほどの事業実施者の説明スライドの14ページには一応2033年4月から稼働する計画が書かれております。

(下村副会長)

先ほど少し触れましたが、都市計画の部分で都市計画審議会にかける必要というのはないのでしょうか。

(事務局)

都市計画のご質問ということで本審議会の分野とは違ってくるんですが、現状この1万m²の敷地の中のおおよそ半分が一般廃棄物処理施設として都市計画決定されております。それを1万m²に広げる都市計画変更を要するのか、建築基準法51条の手続きによることになるのかについては今後府の審査指導課や本町の都市計画部局とも調整する必要があるかと思います。

(黒田委員)

1点目としてスライド9ページの施設規模について、町の人口を考えると多いように思いますが、一般廃棄物のみを対象としているのか。2点目として車両の運行計画については従来から増えることになるのか。3点目はコメントとしてですが、エネルギー回収施設の売りというのが資源循環とかエネルギー回収というところかと思いますが、この施設が何年運用されるのか分かりませんが、そのライフサイクルの中で本当にゼロカーボンにつながっているのかという評価もアセスの中に入れていただけると、忠岡町の方々にとっても評価の基準になると思うので考慮していただければと思います。

(事業実施者)

まず、計画量につきまして忠岡町域から出る一般廃棄物は年間15t～20t程度を想定しております、それ以外は町内外の産業廃棄物を受け入れる予定をしております。次に運行計画に関しては、一般廃棄物の運搬に係る車両は現在と変更ありませんが、産業廃棄物の運搬に係る車両分は増加することとなります。最後にコメントとしていただいたCO2

の排出に関する評価についてですが、スライド 21 ページの方に評価項目の抽出について記載しておりますが、地球環境という部分で温室効果ガスの項目がありまして、それについて、施設の供用、工事の実施において評価をしていくということになります。ただ、循環型社会やカーボンニュートラルに対して我々としてできることとしましては、廃棄物を燃やすだけでなくそのエネルギーを利用して発電を行うというものであり、そこで得られた電力は現行制度上 CO2 排出係数ゼロの非化石エネルギーという扱いとなりますので、そうした電力を地域利用できればと考えております。どれほどの電力が回収できるのかなどについては、準備書の段階でお示しできるかと思います。

(黒田委員)

やはり人口が減ってごみ量も減っていく中で、これだけ大きな施設を作るということを懸念していましたが、他所からの産業廃棄物で量を担保しているということですね。

(竹中会長)

今の話に関連しまして、方法書 6 ページの下の方に記載のある可能な限り低公害車の導入に努めるという表現は消極的かと思います。導入すると記載してもいいのではないでしょうか。

(事業実施者)

低公害車の基準については、時代によって考え方が変わっていくものだと認識しております。大栄環境グループにおいては車両の更新の段階で、その時々の適合車を選定して入れ替えていく考えです。

(下村副会長)

既存の町クリーンセンターを解体して、その期間は大栄さんに処理委託をして、建替更新していくということを議会でご承認されて決定事項という理解でよいか。今日はアセス項目についての意見照会が議題であって、事業計画全体についての意見というのは特に聞かないといった理解でよいか。

(事務局)

ご認識のとおり、今回はアセスメントあくまでも方法書に関する意見照会について議題とさせていただいております。そもそも事業がどういう形かといいますと、町がプロポーザルを行いまして、そこで事業者選定を行い、そして議決を経てといった流れについては事業実施者の方からご説明があったかと思いますが、その事業内容というのが、まずこれまで稼働していた忠岡町クリーンセンターというものがありまして、それを撤去して、そこに事業実施者が新しい施設を建てる、その工事期間中については三重県伊賀市にある事

業実施者の子会社の施設に運搬して量に応じて処理委託をするというパッケージとして事業全体が進んでいるという段階です。

(下村副会長)

こういった施設というのは、小学生等の環境学習的な場所として見学なんかがあるかと思いますが、そういったことに対応できるような敷地内の場所の取り方、空地や緑地の取り方について、そういうお考えって言うのは、実際にアセスメントが終わってからの段階の話になるかと思いますが、町の所管課と協議されることになるのでしょうか。

(事業実施者)

敷地面積から考えると余剰に空地を設ける余裕はなく、車両の出入りもありますので一般の方が敷地内で休憩する場所というのは取れないと考えています。ただ、施設の見学に関しては大栄環境グループにおいても随時受け付けて対応しております。現段階で忠岡のこの施設をどういう形で作るかについては未定です。

(下村副会長)

事業者さんいろいろな取り組みされているとは思いますが、ここでもやっていただけたらなと思います。

(事業実施者)

施設の設計段階では町とも協議、情報共有しながら進めてまいります。

(山川委員)

スライドの 16 ページと方法書の 22 ページで一般廃棄物の運搬車両台数が異なっているのですが。

(事業実施者)

すみません、方法書の方が片道の台数になっておりまして、正解は 86 台/日となります。準備書の時点では、表記を修正させていただきます。

(前川委員)

こうした手続き議論というのは、岸和田市や泉大津市なんかでも行われているのでしょうか。

(事務局)

方法書については、府下全体で縦覧手続きがされているところでありますと、市町村長意見の照会については岸和田市や泉大津市に対しても行われているものと聞いております。

(山川委員)

アセスメントの話から逸れるかもしれませんと、現状の旧クリーンセンターを取り壊す解体するというのは事業者さんがやってくれるのでしょうか。

(事務局)

現有施設の解体については、事業者において実施するのですが、その費用については町が負担する形となります。一方で、新しい施設の整備については全て事業者負担で行っていただこととなります。

(前川委員)

この事業により指定ごみ袋の価格が上がるといったことはないか。

(事務局)

指定ごみ袋の手数料については、現状上げる予定はございません。

(今奈良委員)

住民さんからも聞かれていることですが、方法書の31ページの部分で環境影響評価を実施する地域の考え方として3kmというのがありますと、大気質の影響が想定される地域を十分に包含する範囲と書かれていますが、その考え方について教えていただけたらと思います。

(事業実施者)

今回計画の施設に類似する施設の排出ガスの諸元を用いて、既存の気象条件を当てはめて仮に予測をしてみました。その結果、東方向陸側の1.2kmから1.5kmの範囲において濃度が最も高くなるという結果が出ました。その倍の距離1.5kmの倍で3km、そこまでの範囲を調査範囲にすると、全て環境影響が網羅できるんじゃないかということで3kmという設定しております。本日は資料等がなく口頭でのご説明となりますと、縦覧において同様のご意見をいただいた場合には、文書でもって詳しくご説明させていただきます。

(今奈良委員)

もう1点ですが、この公民連携事業の事業者選定における企画提案書では、焼却する産廃品目について「ガラス陶磁器くず」と書かれていたが、今回的方法書では「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」と表記が変わっているが、名前が変わっているだけで企画書とは変わっていないという認識でよいか。忠岡町で認めていただいたものを受け入れるというのも変わってないか。

(事業実施者)

今回的方法書の品目名については、廃棄物処理法に準じて記載しております、ご指摘のとおり表記が若干変わっていますが、同じ品目を指しております。また、忠岡町で認めていただいたものを受け入れるという考え方も変わっておりません。

(下村副会長)

先ほど少し意見させていただいた土壤の問題、これが非常に大きく影響を及ぼす様な気がしております、いざ建替えを行う段になって調査をすると、土の入れ替えなどが発生して予算的にも行き詰まるということを考えられる。

また、スライドの27ページの悪臭の調査についてですが、これは現況調査のポイントを指していく、評価を行う際のポイントというのはまた別に設定されるという認識で良いでしょうか。

(事務局)

まず、土壤に関するご意見につきまして、こちらは今まで町の処理施設が運営されていた土地となりますので、その調査や汚染土の処理に関しては町の負担ということになります。今現在、町の方では実際に検体を採取して土壤汚染調査を実施しております。やはり、これまで廃棄物処理施設として運用されていた土地でありますので、一部区画で基準値を超過する結果が出ております、今はその汚染範囲を特定するための絞込調査を実施している段階であります。先程ご指摘いただいた、どれほど残土が発生するのかというのは今後の施設設計と汚染位置を照らし合わせて、対策方法なども検討していくものと考えております。

(事業実施者)

悪臭につきましては、スライド27ページの敷地境界のみで考えております。あくまで規制基準では敷地境界での値となりますので、そこをしっかりと押さえていくという考え方です。

(竹中会長)

窒素酸化物などの測定地点がいこいの広場となっており、間に高速や臨海線などもあることから施設から出てきたガスが見えなくなってしまうのではないかと心配しています。道路より西側で測定というのはできないのでしょうか。

(事業実施者)

特に問題になるのが、煙突・排気塔からの大気汚染物質かと考えておりますし、排気塔の濃度を仮に 100ppm として予測してみましたが、年間で見た最大着地濃度は約 500 万倍希釈されることになる。施設から出たガスを測定できるかという部分については、その 500 万倍希釈されたものが測定できるかというと検出下限未満になろうかと思います。また、道路より西側については民家等の存在がございませんので今回の測定地点を設定しております。

(竹中会長)

他にご意見等ございませんでしょうか。それでは、質疑は以上といたします。短い時間で意見や質問をまとめてこの場で発言されるのはなかなか難しかったかと思います。事務局として、本日の内容について引き続き質疑を受け付けることは可能でしょうか。

(事務局)

委員からのご質疑につきましては、この審議会終了後も受付いたします。質疑については、お手元の委員質疑書により、令和 7 年 10 月 31 日までに事務局へご提出をお願いします。いただいた内容については、事業実施者に問い合わせの上、次の審議会までに委員の皆様に共有いたします。

(竹中会長)

それでは、本日挙がった意見と委員質疑書の内容を踏まえて、次の審議会において答申を行いたいと思います。答申案については、会長預かりとして事務局と調整のうえ作成し、次回審議会において評決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

それでは、議案第 1 号については以上となります。続いて、報告第 1 号「忠岡町環境基本計画等の策定について」ということで、事務局よりご報告をお願いいたします。

<事業実施者退出>

<環境基本計画等コンサルタント入室>

(事務局)

それでは、忠岡町環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について、事務局の白石より、ご報告いたします。委員の皆様のお手元にも前の画面に表示し

ているものと同じ資料をご用意しておりますので、こちらが見にくい場合はお手元資料をご確認ください。報告に先立ちまして、本日は、本町の環境基本計画等の策定支援事業者である株式会社エスプール様にもご同席いただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。各計画については現在策定作業中であり、本日は計画書素案等お示しできるものはございませんが、計画の概要や進捗について、ご報告いたします。

本町では、地域課題解決につながるような再生可能エネルギーの導入目標及び施策の方針を定めるとともに、2050年ゼロカーボンの目標に向けた具体的な指針とするため、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の、今年度中の策定を予定しております。ここで、それぞれの計画について、簡単に説明いたします。環境基本計画とは、良好な環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものです。本町にはこれまで、環境に関する計画はありませんでしたが、本計画は、上位計画である忠岡町総合計画の掲げる施策の方針を、環境の面から具体化するものとして、地球温暖化対策実行計画など環境に関連した計画を内包し、これらの計画を統合的に位置づけることで、国や大阪府の計画、さらには町内の各種関連計画との連携・整合を図り、忠岡町における環境に関わる様々な取組の基礎となる計画として策定を進めています。

地球温暖化対策実行計画とは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定される、地方公共団体の温室効果ガス排出削減を目指すための総合的な計画です。この地球温暖化対策実行計画には、「事務事業編」と「区域施策編」があり、今回はそのうち、「区域施策編」を策定します。「事務事業編」は、地方公共団体の施設や事務事業から生じる温室効果ガスを削減していくための計画です。地方公共団体による策定は義務となっており、本町においては令和5年度に「第5次忠岡町地球温暖化対策実行計画」として既に策定しております。一方、「区域施策編」は、住民や事業者を含む本町の区域全体から生じる温室効果ガスを削減していくための計画です。こちらの策定は努力義務となっていますが、資料の次のページにありますとおり、大阪府下では、全43市町村のうち半数を超える23の市町村が策定済みとなっていることもあり、環境行政を推進していくため、本町においても策定する意義があると考えております。

次に、計画期間につきまして、令和8年度（2026年）を開始年度とし、環境基本計画については令和17年度（2035年）を目標とする10年間、区域施策編については令和12年度（2030年）を目標とする5年間を、それぞれ計画期間とします。なお、社会情勢の変化や計画の進捗評価の結果に合わせて、計画期間中であっても内容の見直しを行います。

続いて、今回策定する計画の構成について、説明いたします。資料5ページをご覧ください。環境基本計画は、本編、別冊、資料編の3部構成で策定します。本編においては、計画の基本的事項や町の現状と課題の整理、計画目標の設定、目標達成のために推進すべき施策、進捗管理の手法について整理します。別冊においては、地球温暖化対策実行計画として、脱炭素に向けた施策や現状等を取りまとめます。今回策定する区域施策編及び策

定済みの事務事業編がここにあたります。資料編は、「忠岡町環境白書」として、環境関連調査の結果や用語解説など、本編及び別冊の内容を補足するものとして作成します。

環境基本計画は資料 6 ページに記載の章立てのとおり作成します。第 1 章では計画の基本的な事項、第 2 章では本町の環境について、地域特性を踏まえた現状と課題、第 3 章では、本町の望ましい環境像や計画の基本目標、第 4 章では、第 3 章で掲げる基本目標の達成に向けた、住民、事業者、行政の各主体の役割や、成果指標、目標値、施策の設定、第 5 章では計画の推進体制や進捗管理方法について、それぞれ検討しまとめていきます。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、資料 7 ページに記載の章立てのとおり作成します。第 1 章の基本的事項や第 7 章の計画の推進については、環境基本計画と同様ですが、第 2 章では住民、事業者を対象に実施したアンケート調査の結果について、第 3 章では区域の課題抽出や施策設定のため、町域内における二酸化炭素排出量の現況や将来推計、第 4 章では本町の再生可能エネルギー導入状況や、導入ポテンシャルについて、第 5 章では町の将来像と計画における温室効果ガス削減目標及び再エネ導入目標の設定、第 6 章では省エネ対策や再エネの普及促進など目標達成に向けた施策について、それぞれ整理します。

現在進めている、第 3 章、第 4 章にあたる現状把握や将来推計のイメージの一部を、資料 8 ページにてお示ししております。左のグラフは、環境省が示している「自治体排出量カルテ」に基づき、町内の二酸化炭素排出量の推移を整理したものです。基準年度である平成 25 年度と比較して、令和 4 年度時点で約 23% の削減となっていることが分かります。右のグラフは、町域内における令和 4 年度の再生可能エネルギーの導入状況を示したものです。エネルギー使用量全体と比較すると、再エネ導入量は約 4 % にとどまっていますが、再エネの導入ポテンシャルとしては約 79% の水準にあり、今後の拡大余地が大きいことが分かります。こうした推計データは、今後、住民及び事業者向けに実施したアンケート調査の結果をもとに実数値の積み上げを行うことで、独自推計として精度を高めています。

先程の説明にもありましたとおり、本計画の策定にあたり、資料 9 ページのとおり「環境に関するアンケート調査」を実施しました。アンケート期間は令和 7 年 9 月 24 日から 10 月 15 日、調査対象は無作為に選出された 18 歳以上の住民 1,250 人及び事業者 155 社としました。回答は紙及び WEB 上で回収を行います。アンケート調査は先日終了したばかりで、これから集計作業を進めていきます。調査結果については計画素案に反映させ、次回審議会においてご報告させていただきます。

最後に、計画策定に向けた今後のスケジュールは、資料 10 ページのとおりです。本日はまだお示しできる素案もない中で、計画策定の背景や構成についてのご報告のみとなりましたが、今後、アンケート調査の集計や施策の庁内照会を経て、次回第 2 回環境保全審議会においては、委員の皆様に完成形に近い形の計画素案をご確認いただき、ご意見を賜りたいと考えております。そこでいただいたご意見を基に計画最終案を作成し、12 月には

忠岡町内を対象としたパブリックコメントの実施を予定しております。計画策定についてのご報告は以上になります。今年度中の計画策定に向けて、大変厳しいスケジュールとなります。委員の皆様におかれましては、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

(竹中会長)

ご説明ありがとうございます。今年度、計画策定予定ということでタイトなスケジュールとなっております。次回開催時に計画素案をお示しいただけるということで、突っ込んだ意見というのはその時になろうかと思いますが、現時点での意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

(下村副会長)

確認させていただきたいのですが、区域で計画を作るというときに土地利用の状況、工業系が多いところ、住宅地、商業地によって排出量がおよそ想定できるかと思います。また、自然被覆であるかどうかによってCO₂の定着がどれほどあるか等、こうした土地利用なんかも含めてCO₂排出量の算定を行っている市町村もあるようですが、こうしたCO₂の固定等も試算に入っているのか、また入れられる予定があるのかお聞かせください。

(コンサルタント)

本町においてもですね、例えば公園とか、あとは、街路樹だったりですとか緑化面積あるかと思いますが、面積的にもかなり小さい町になっておりますので、排出量に対しての吸収量という意味では、そこまで見込めるものではないのかなと考えておりますが、基本的にはそういうものを考慮した上で、緑化の推進であったり今後の施策に反映させていただけたらなと考えているところです。

(下村副会長)

次の審議会でほぼ完成の素案が出てくるという中で、排出量の算定の方法について項目が足りないとかそういう意見が出たときに、またかなりの修正の期間が必要になってしまうのではないかと懸念しているだけです。

(コンサルタント)

基礎調査に関してはもうすでに進めておりまして、算定に関しては基本的に住民及び事業者の皆様からアンケートの方で電気とか使用量っていうのはお伺いしておりますが、そういう部分の現況の排出量というのは、一部積み上げさせていただいて、独自の算定方法にはなるんですが、先ほどお示ししたカルテ値に実測値として一部積み上げで排出量を

算定いたします。そこにプラスして、先ほどもお話あったようなその緑化面積っていう部分に関しても、算定には組み込ませていただいております。

(下村副会長)

社人研のデータに基づく人口推移の予測をベースに計画策定されるという認識か。

(事務局)

人口推移につきましては、社人研ではなく本町総合計画の人口見込みを採用しております。

(竹中会長)

スライド8ページにあるとおり、エネルギー消費量と再エネポテンシャルが示されていますが、ポテンシャルを全て満たしてもゼロにはならないという中でどのようにしてカーボンニュートラルを目指すのかその辺りの考え方やまずこここのポテンシャルに何が入っているのか教えてください。

(事務局)

主に太陽光になります。

(下村副会長)

太陽光は設置からカウントしていく太陽光パネルを作る時のエネルギーは計算に含めていないという理解でよいか。

(事務局)

ご認識のとおりです。

(前川委員)

太陽光設置する場所というのはどこがあるのか。

(事務局)

設置場所の検討も含めて、今回、計画策定では進めているところです。

(内藤委員)

実際に計画としてやってくださいよと書いても実効性がないと思います。町が補助とか出すから、町内の工場の屋根に太陽光パネルを設置してくださいとかそういう形で協力を求めていくことになるのか。

(事務局)

そうした事業者さん向けの施策も含めて、この計画で検討していくところです。

(内藤委員)

実際に補助制度なんかも検討して、法律的なこととか導入手法などもある程度指南するような形で求めていかないと実効性は伴わないと思います。

(黒田委員)

スライド7ページの部分で、第3章の項目欄では二酸化炭素排出量とあり第5章の概要欄では温室効果ガス排出目標とあるが、意図して表現を使い分けられているのか。

(コンサルタント)

第3章に関しては、人口減少など将来推計を基に町としての新しい施策を実施しなかった場合の排出量推計を行っております。一方で第5章においては、町として独自で施策を実行された際に削減できる数値を見込んだ目標値をお示しする予定です。

(黒田委員)

計画上では、温室効果ガスの中でも特に二酸化炭素に着目して推計等進めていくのかと思いますが、そのあたりの定義づけや文言の整合性というのはあった方が良いかと思います。

(下村副会長)

森林環境譲与税といった税制ができ、府においても木材利用を推奨している現状であり、こうした仕組みの利用というのも計画ではカウントしているのか。また、計画では積極的に木材利用を図りますあるいは検討しますといったレベルでとどまるのか、それとも実際にどれほど木材利用をしながら都市更新も行っていくといった数値的に記載していくのかどういったイメージをされているか。

(事務局)

そうした詳しい施策の部分については、今後検討して府内の他課へも照会を行って策定していくところ。

(竹中会長)

他にご意見等ございませんでしょうか。ご意見等無いようですので以上を持ちまして報告第1号を終わります。委員の皆様、審議会の円滑な進行にご協力いただき、ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

竹中会長、ありがとうございました。次回、令和7年度第2回忠岡町環境保全審議会につきましては、令和7年11月19日（水曜日）14時からを予定しております。また、会議前には昨年度の埋立てに関するアセスメントの際と同様に現地視察を予定しております。ご参加の可否等につきましては、後日担当よりご案内させていただきますのでどうぞよろしくお願ひいたします。これをもちまして、令和7年度第1回忠岡町環境保全審議会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中長時間にわたりありがとうございました。